

特定非営利活動法人公表資料のホームページ掲載における不開示情報のマスキングの不備について

市民文化局が所管する特定非営利活動法人公表資料 3 件において、マスキング処理の不備に関する庁内調査の結果、個人情報が一定の操作により判読可能な状態であったことが判明しましたので御報告いたします。詳細は以下のとおりです。

1 調査結果

川崎市ホームページ（以下「市HP」という。）及び内閣府が運営するNPO法人ポータルサイト（以下「ポータル」という。）への特定非営利活動法人の公表資料の掲載に当たっては、不開示情報である個人情報の部分にマスキング処理を施しておりますが、市HP及びポータルに掲載している計 3 件の資料において個人住所が一定の操作により判読可能な状態であったため、適切な加工処理及び差替えを行いました。個人住所が読み取れる状態になっていた法人には 6 月 4 日（木）までに電話連絡を行い、状況を説明の上、謝罪を行いました。なお、現時点において、本件による二次被害は確認されておられません。

- ・ 特定非営利活動法人の役員の住所（市HP掲載） 1 件 4 名
- ・ 特定非営利活動法人の役員及び社員の住所（ポータル掲載） 2 件 2 8 名

※市HPには法人設立等の手続書類、ポータルには毎年度法人から提出される書類を掲載しています。

2 対応経過

- 6 月 2 日（火） 市HP及びポータルにおいて、個人情報の一部が一定の操作により判読可能な状態であることが判明したため、市HP掲載資料のうち 1 件、ポータル掲載資料のうち 2 件を削除
該当資料に適切な加工処理を行い、市HP及びポータルに再掲載
- 6 月 4 日（木） 対象の法人へ電話連絡を行い、状況を説明の上、謝罪
- 7 月 1 3 日（月） 国立国会図書館における上記 3 件の利用制限措置が完了

3 事案発生の原因

事務処理担当者が、マスキング加工処理に不備があれば個人情報等の不開示情報が判読可能な状態となるリスクがあることを正しく理解しておらず、また、適切な加工処理の方法を認識していなかったことに加え、市HP掲載の決裁においても、適切な加工処理が行われているかについて確認ができておりませんでした。

4 再発防止策

マスキング処理を要する資料については、確実に個人情報の不開示情報が判読できない状態とするために、次に掲げる再発防止策の実施を徹底します。

- （1）適切な加工処理方法を周知
- （2）ホームページ掲載前に、適切な加工処理が行われているか複数の職員による確認
- （3）処理マニュアルや引継書に、上記（1）・（2）をルールとして明記

【問合せ先】

川崎市市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課 片倉
電話 044-200-3716（内線26201）